

にいがた

新潟 昔語り

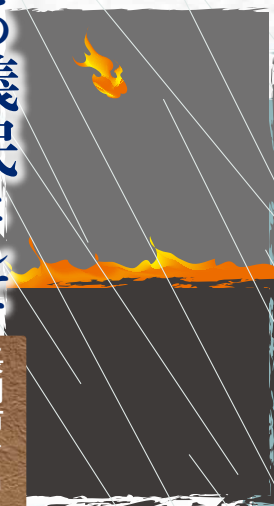
清い心の義民として

長岡市(旧中之島町)

新発田藩領だった中之島62カ村。ある日、刈谷田川が氾濫し、庄屋が不在のため名主大竹与茂七が指揮をとり、地域は水難を逃れました。しかし、これを良しとしない庄屋と与茂七との間に確執が続き、凶作対策の借金の件で罪をかぶせられ、身の潔白を主張する与茂七は、罪のまま処刑されることとなります。「今はよしあらぬ濡衣身におえど清き心は知る人ぞ知る」と辞世の歌を残し刑場の露と消えました。与茂七の魂は新発田の大火のときに、火の玉になって飛んだと伝えられています。



地藏尊の境内にある与茂七の墓



※伝説については、諸説ある話のうち、取材したもの1つをご紹介します。

新潟日報「好きですにいがた」語り継がれる不思議にいがたより

Contents

- 国民年金保険料は、失業による特例免除があります!
- 傷病手当金のご案内
- 標語コンクール入選作品発表
- 平成27年度 社会保険軟式野球新潟県大会開催

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル **0570-05-1165**

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

60歳前に退職し、国民年金保険料の支払いが困難な場合は…

国民年金保険料は、失業による特例免除があります！

国民年金保険料免除・納付猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年度所得により決定されますが、雇用保険受給資格者証等の写しを添付すれば、退職された方の前年所得を0円として計算します。

※免除・納付猶予での年度は、7月から翌年6月までです。（例：平成27年度分⇒平成27年7月から平成28年6月）

**保険料を納めることが困難な場合、
全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）
の保険料が免除になる制度があります。**

退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

メリット1

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

保険料を一部納付したのと同じ！

メリット2

全額免除になった期間は、老齢基礎年金を受け取る際に、保険料を納めた場合と比較して、2分の1（税金分）が受け取れます。

万が一の際にも確かな保障！

メリット3

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

手続きに必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口にあります）
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の年金はどうなるの？

免除になった期間の老齢基礎年金額の計算は、保険料を全額納めた場合と比較して、次のとおりとなります。

全額免除	…1/2	一部免除	4分の1免除 (4分の3納付) の場合	…7/8	半額免除 (2分の1納付) の場合	…6/8	4分の3免除 (4分の1納付) の場合	…5/8
------	------	------	---------------------------	------	-------------------------	------	---------------------------	------

※一部免除の場合は、一部納付の保険料を納めていることが必要です。

免除された保険料を後で支払うことはできるの？

免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めることが（追納）できます。

※老齢基礎年金を受けている方は追納することができません。

※追納をご希望のときは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。



働きながら年金を受給されている65歳以上の方の 在職停止の計算方法が、平成27年4月から変わりました。

65歳以上の在職老齢年金の基準となる月額が46万円から47万円に、平成27年4月(平成27年6月定期支払分)から変更されます。

基本月額とは…………… 加給年金額を除いた老齢厚生年金の月額
総報酬月額相当額とは…(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12

(例1) 基本月額と総報酬月額の合計が47万円以下のとき

老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円
標準報酬月額 : 200,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+300,000円=400,000円
…400,000円≤470,000円となるため

支給停止額
0円(全額支給)

(例2) 基本月額と総報酬月額の合計が47万円をこえるとき

1 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円
標準報酬月額 : 300,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+400,000円=500,000円
…500,000円>470,000円となるため

支給停止額
180,000円
=(100,000円+400,000円
-470,000円)×1/2×12

2 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円
標準報酬月額 : 500,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+600,000円=700,000円
…700,000円>470,000円となるため

支給停止額
1,380,000円
=(100,000円+600,000円
-470,000円)×1/2×12
1,380,000円(支給停止額)>1,200,000円(年金額)
この場合は報酬比例部分が全額支給停止となります。

※60歳から65歳までの方の総報酬月額相当額の基準が46万円から47万円に変更されます(総報酬月額相当額が47万円以上の方が該当)。なお、基本月額の28万円の基準に変更はありません。

8月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会 場	相談日	時 間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会 場	相談日	時 間
新潟東年金事務所 (025-283-1014) 予約専用	さくらんどう会館	6(木)	10:00~15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸魚川市役所	12(水)	10:00~15:00
	五泉市福祉会館	20(木)	10:00~15:00			26(水)	10:00~15:00
	阿賀町役場本庁	26(水)	10:00~15:00		柿崎商工会	19(水)	10:00~15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	佐渡中央会館	26(水)	13:30~17:00	三条年金事務所 (0256-32-2820)	市民交流センターネブルみつ	26(水)	10:00~15:00
	小木町商工会	27(木)	8:50~10:50	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村上市役所	12(水)	10:00~15:00
	あいぼーと佐渡 (佐渡インフォメーションセンター)	27(木)	9:00~11:30			26(水)	10:00~15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小千谷市民会館	12(水)	10:00~15:00		阿賀野市役所	19(水)	9:30~12:30
		26(水)	10:00~15:00	六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター	13(木)	10:00~15:00
	小出ボランティアセンター	27(木)	10:00~15:00		(クロス10)	27(木)	10:00~15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の会場は時間が異なります。

【佐渡中央会館】13:30から16:40まで 【小木町商工会】8:50から10:30までとなりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

病気やけがで仕事を休んだ
被保険者（加入者ご本人）様へ



傷病手当金のご案内

傷病手当金とは？

被保険者様が病気やけがで仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活保障です。

傷病手当金を受けるための条件は？

下記4つの要件をすべて満たす場合のみ、傷病手当金を受けることができます。

1 仕事とは関係のない病気やけがで療養していること

業務上や通勤途上の傷病は労災扱い

2 3日以上連続して仕事を休み4日以上休んだとき、4日目から支給

連続3日間〔待期〕には有給休暇、公休日、祝日を含む

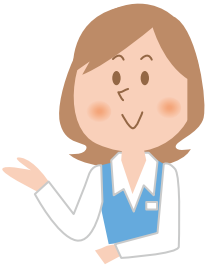


3 療養のために仕事に就けないこと

療養担当者の意見をもとに判断

4 給与を受けていないこと

手当など給与を一部でも受けている場合は支給額を減額調整



どれくらいの期間、申請できるの？

「同じ原因の傷病」について支給開始日から最長1年6か月です。



支給額の計算方法は？

支給額 = 標準報酬日額（標準報酬月額を30で割った額） × 3分の2 × 支給日数

計算例

標準報酬月額 126,000円

支給日数 10日の場合

支給額 28,000円 = 126,000円 ÷ 30 × 2/3 × 10

こんなとき傷病手当金は支給できません（または減額となります）

手当などを含め
一部でも給与を
受けたとき

資格喪失後、
老齢年金を
受けられるとき

障害厚生年金
または障害手当金
を受けられるとき

労災保険の
休業補償給付を
受けられるとき

傷病手当金と
出産手当金
を受けられるとき



退職後も傷病手当金を受けることはできるの？

下記①～⑤の要件を満たす場合は、退職後に引き続き傷病手当金を申請できます。ただし、傷病手当金を申請できるのは「支給開始日から1年6か月の範囲」です。

※申請書には「在職時」の保険証の記号・番号を記入します。

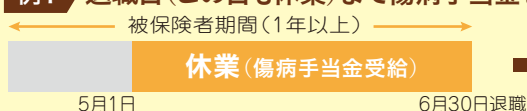
※退職後、老齢や退職を支給事由とする公的年金を受けられる場合は「年金受給額」等の記載が必要です。

(この場合、年金額により傷病手当金の全額もしくは一部の支給ができなくなります)

- ① 退職日までに、1年以上継続して被保険者であること
- ② 退職日の前日までに連続して3日以上休業し、退職日も休業していること
- ③ 失業保険を受けていないこと(併給不可。失業保険は働くことができる方に対する給付です)
- ④ 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること
- ⑤ 労務不能期間が継続していること(断続しての受給はできません)

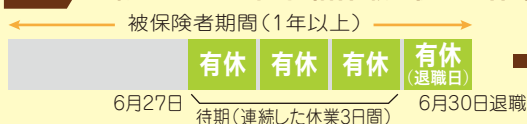
「資格喪失後の傷病手当金の申請」に関する例

例1 退職日(この日も休業)まで傷病手当金を受け、退職(5月1日～6月30日まで受給)



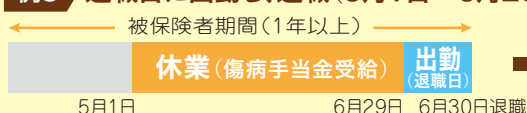
○ 資格喪失後(7月1日以降)の傷病手当金を申請できます。

例2 退職日まで4日間有給休暇を使って休業し、退職(6月27日～6月30日休業)



○ 4日間連続して休業しているので、受けられる状態となります。資格喪失後(7月1日以降)の傷病手当金を申請できます。

例3 退職日に出勤し、退職(5月1日～6月29日休業、6月30日出勤)



✕ 退職日に出勤した場合は、資格喪失後(7月1日以降)の傷病手当金は申請できません。

申請書の記入方法や添付書類は協会けんぽのホームページ(記入の手引き)をご覧ください。

申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードいただくか、協会けんぽに**お電話**いただければご郵送いたします。

申請の際には便利でスムーズな**郵送**をご利用ください。

お問い合わせ先

【協会けんぽ新潟支部 業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!



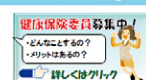
健康保険委員(健康保険サポーター)を募集しています!

有益な情報をいち早くご提供します!

応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから!

スマートフォンから!





今月の
健康情報

水虫対策をしましょう!

水虫の原因菌である「白癬菌」は、高温多湿の環境を非常に好むため、梅雨時期から夏場にかけてが最も繁殖しやすくなります。白癬菌は足だけでなく頭・手・爪などにも繁殖するので注意が必要です!

こんな人は要チェック!

- ☐ 足の裏に汗をかきやすい
- ☐ 同じ靴を何日も続けて履いている
- ☐ 甘いものや脂っこいものを好む
- ☐ どちらかというと脂性
- ☐ 足を洗う時、指の間を洗わない
- ☐ 足の臭いが気になる
- ☐ 家族で同じスリッパを履いている
- ☐ 水虫にかかっている家族がいる
- ☐ 足の爪の一部が白くなっている
- ☐ 足の裏がひび割れている
- ☐ 足の指の間がジュークジュークしていたり、ただれたようになっている
- ☐ 足の裏に水膨れがあり、かゆみがある
- ☐ 足の皮がむけて、かゆみや痛みがある



予防と対策!!

- 足の裏や指の間などをきちんと洗う
- 入浴後、髪や体を濡れたままにせず乾かす
- 通気性の良い靴や靴下を履く
- 家族への感染を防止する
 - ・スリッパなどの共用はやめる
 - ・お風呂場のマットはこまめに洗濯し、乾燥させて使用する
 - ・掃除機をかけて、白癬菌の混ざったごみを取り除く
- 同じ靴を続けて履かず、こまめに靴干しする
- むやみに民間療法に頼らない（症状を悪化させる場合があります）
- かゆみなどが治まっても最低1か月は治療を続ける

水虫は早めの発見、早めの治療で完治します。自己判断で治療をやめてしまうと、再発や症状がひどくなる場合もありますので、根気強くあきらめずに主治医に相談しながら治療を続けましょう。



協会けんぽ新潟支部メールマガジン
「ときメール」配信登録受付中!

登録料無料!!

毎月1回
(20日頃) 配信!



健康づくり

標語コンクール入選作品発表

今年も多くの応募ありがとうございました。審査の結果、次の作品が入選されました。

金賞 健康長寿は 楽しく運動 あふれる笑顔 入 倉 聡

銀賞 健康の スタートラインは 食事から 見 原 一 秀

銅賞 一日の 元気の源 朝ごはん 小 池 浩 子

佳作

お母さん、あなたが家族の主治医です
健康で 輝く人生 一歩から
毎日の 仕事のはりあい 家族の笑顔
大切な 家族のために 健診を
運動で 心と体 若返る
健康は 早寝・早起き 腹八分
タバコやめ ご飯のうまさ 気づかされ

瀬 川 信 子
平 田 裕 子
石 塚 侑 子
石 田 祐 子
見 原 修
長 橋 正 宣
加 藤 晴 也



今年も開催!!

元気ハツラツ

今年は、宿根木から小木へ!

佐渡を歩こう

健康ウォーク!



長岡・六日町・上越・柏崎支部は
直江津港から新造船あかね
(双胴船)で佐渡へ

～平成27年9月27日(日)開催予定～

お申し込み・詳細は来月号をご覧ください。

一般財団法人 新潟県社会保険協会 平成26年度決算報告

平成26年度決算については、6月18日開催の評議員会において承認されましたのでご報告いたします。

〈主な事業報告〉

1 社会保険制度の普及宣伝事業

- 広報紙「社会保険にいがた」を毎月発行
- 社会保険事務講習会の開催

2 保健事業

- 「職場の健康づくり講習会」への講師派遣
- 軟式野球大会・ボウリング大会の開催
- 健康セミナー開催 ●健康づくりDVDの貸出等
- 健康相談会開催等

3 厚生福利事業

- 年金セミナー開催 ●バスハイキングの開催
- 海の家・スキー場リフト割引等

4 保養施設の運営

- 松風荘運営(瀬波温泉)

5 社会保険事業の推進協力

6 社会保険制度に関する調査研究

7 その他

平成26年度一般会計収支決算

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科 目	決 算 額
I.事業活動収支の部	
1.事業活動収入	
事業活動収入計	98,161,487
2.事業活動支出	
事業費支出	93,541,003
管理費支出	22,498,354
他会計繰入支出	6,000,000
事業活動支出計	122,039,357
事業活動収支差額	△23,877,870
II.投資活動収支の部	
1.投資活動収入	
投資活動収入計	23,557,700
2.投資活動支出	
投資活動支出計	2,301,915
投資活動収支差額	21,255,785
III.財務活動収支の部	
1.財務活動収入	
財務活動収入計	0
2.財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV.予備費支出	
	0
当期収支差額	△2,622,085
前期繰越収支差額	20,551,056
次期繰越収支差額	17,928,971

平成27年度 社会保険軟式野球新潟県大会開催

各地区予選大会を勝ち抜いたチームによる県大会を、8月8日(土)・9日(日)両日「ハードオフエコスタジアム新潟」で行います。今年の優勝チームはどこ! そんな熱戦をご覧くださいませんか? みなさまの応援・観覧をお待ちしています。



平成27年 支部代表チーム

新潟東	北陸ガス	長岡	大光銀行
新潟西	蒲原ガス	六日町	十日町農業協同組合
三条	三條機械製作所	上越	柿崎機械
新発田	北興化学工業 新潟工場(昨年度優勝)	柏崎	リケン 柏崎事業所

新発田支部からのお知らせ

社会保険健康ゴルフ大会開催



社会保険健康ゴルフ大会を開催いたします。ご参加をお待ちしております。

- 会場/日本海カントリークラブ(胎内市) ●開催日/8月27日(木) ●定員/40名(先着順)
- 申込/大会名・参加者氏名・年齢・事業所名・電話番号を記入し
日本海カントリークラブ(Fax 0254-46-2002)までお申込み願います。

施設割引制度追加のお知らせ

利用施設が追加になりました



社会保険協会会員の施設割引制度において、下記施設が追加になりました。

その他

新潟東映ホテル(9F レストラン レスティーニ)

10%割引

※他の割引との併用不可

新潟市中央区弁天2丁目1番6号
TEL.025-244-7101

ゆっくりのんびり保養に。
家族や友人との語らいに。



白熱の会議! 温泉に浸かり
脳を活性化してふたたび?
ちょっと温泉入りたいなーと
ゆったり過ごすもまた一興!



ご利用ください

ナノミストサウナも完備

- 施設** 宿泊室(和室8畳9室・和室10畳1室 全室トイレ付)
ナノミストサウナ
娯楽室(麻雀)・会議室(スクール形式仕様で30名)
駐車場10台
- 料金** (会員料金) ●宿泊(1泊2食付) **7,710円**(税込) ※7・8月は540円増
●宿泊のみ **4,800円**(税込)
- 日帰り部屋利用(10:30~15:30)・・・1人**1,720円**(税込)
●会議室利用……………半日**3,240円**(税込) 1日**6,480円**(税込)
●入浴のみ……………1人**320円**(税込)

瀬波保養所 **松風荘**

お申し込み・お問い合わせ

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話0254-53-3086

年金事務所と同じように年金請求手続きや年金額の見込み額の試算などができます

新潟駅から
徒歩5分程

街角の年金相談センター新潟



待ち時間も少なく、余裕を持って相談ができます。年金のことなら何でもご相談ください。

〒950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟6階 TEL 025-244-9246 時間 平日(月~金)8:30~17:15